

大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託
事業者選定プロポーザル実施要項

1 事業の主旨・目的

大和高田市市民交流センターは、市民と行政とがそれぞれに持つ資源や能力を活かしながら連携・協働を推進するために設けられた施設です。開館10年目の令和7年度は、年間160件の市民活動（地域や社会をよくしようと企画された非営利の活動）が実施され、年間約6万6千人（推計値）が当該施設を利用しています。

一方、当該施設は開館10年を迎える数年前から、設備を中心に修繕や更新が必要になってきています。駐車場の管理システムもそのひとつで、ここ数年は、小修繕を繰り返しながら運用している状況が続いています。

駐車場管理システムを更新するにあたっては、当該施設の特色を活かし、事業者の強みを活かした業務提案を募るために、プロポーザルの形式にて事業者を選定することになりました。本要項には、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により受託候補者等を選定するために必要な事項を定めます。

2 業務の概要

業務委託名 大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務

業務委託内容 別紙「大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託仕様書」のとおり

履行期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

委託料限度額 提案上限額 19,965,000円（消費税等含む）

3 スケジュール

	内 容	日 程
1	公告	令和8年3月30日（月）
2	質疑の受付期限	令和8年4月10日（金）午後5時まで
3	質疑の回答期限	令和8年4月13日（月）
4	参加申請書及び業務提案書の提出期限	令和8年4月23日（木）午後5時まで
5	プレゼンテーション及びヒアリングの開催	令和8年4月28日（火）
6	受託候補者の決定	令和8年4月30日（木）
7	選定結果の通知	令和8年4月30日（木）
8	契約締結予定	令和8年5月中旬

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、参加申請時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこ

と。

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- ウ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- エ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- オ 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- カ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置及び他市町村における同様の措置を受けている者でないこと。
- キ 令和3年4月1日以降に業務を開始した、行政施設、民間施設における駐車場運営管理業務の実績を有する者であること。

5 内容についての質疑等

(1) 質疑の受付

受付期限 令和8年4月10日（金）午後5時まで

受付方法 質疑書（様式5）に質疑事項を簡潔に記載し、電子メールにて提出して下さい。
※質疑は電子メールのみとします。口頭、電話、郵送等その他の方法によるものは、受け付けません。

提出先 大和高田市 市民生活部 市民協働課 cosmos-plaza@city.yamatotakada.nara.jp

(2) 質疑に対する回答

回答期限 令和8年4月13日（月）まで

回答方法 質疑に関する回答は、質疑を受理した日から3日後を目処に大和高田市市民交流センターのホームページにおいて、随時公表します。

6 参加申請及び業務提案書の提出

この実施要項の記載内容を全て承知し、プロポーザル方式の事業者選定に参加を申請する者は、参加申請書に必要書類を添付し、市民交流センターに提出して下さい。

提出期限 令和8年4月23日（木）午後5時まで(期間中の休館日（4月6日（月）及び4

月20日(月))を除く。)

提出場所 大和高田市市民交流センター 2階事務所

提出書類 ①申請関係

様式1 参加申請書

様式2 業務実績書

※実績に記載した内容を証する資料(契約書や業務仕様書等の写し)を、併せて提出してください。

様式3 暴力団排除に関する誓約書

②提案関係

様式4 業務提案書

参考見積(任意様式)

※内訳として、年度毎の金額についても、記載してください。

③会社概要(任意様式) ※パンフレット等で可

なお、令和8年度の大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録していない者は、下記の書類を併せて提出してください。

④履歴事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)

⑤印鑑証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)

提出方法 郵送又は持参により提出して下さい。

郵送の場合は、簡易書留又は書留にて、期限内必着とします。

持参の場合は、休館日(4月6日(月)及び4月20日(月))及び正午から午後1時までの時間を除く、午前9時から午後5時まで受け付けますが、事前に持参する時間を事務局と調整してください。

提出部数 様式4は、11部(原本を1部、副本(写し)10部)

様式4以外は、各1部

※提出書類の副本には、企業名やロゴマーク及び製品名等、提出者が特定できるようなものは一切記載しないこと。

7 業務提案事項

業務提案書は、以下の業務提案事項を含んで、A3用紙2枚以内にまとめて記載してください。

ア 運営方法 業務体制、利用時間、準備スケジュール、周知方法など

イ 管理方法 管理方法、トラブル対応など

ウ 独自提案 事業者のノウハウを活かした創意工夫、独創的な事業提案など

8 プレゼンテーション及びヒアリングについて

プレゼンテーション及びヒアリングは下記のとおり行います。

開催日時 令和8年4月28日(火)(午後を予定)

※参加申請者には、別途各々の開催時刻を連絡します。なお、プレゼンテーション

の順番は、参加申請書の受付順とします。

開催場所 大和高田市役所 5階会議室7

時間 事前準備 5分

プレゼンテーション 20分

ヒアリング 20分

片付け 5分

※提出した業務提案書の内容について、20分以内で分かりやすくプレゼンテーションして下さい。続けて行うヒアリングでは、簡潔明瞭に回答して下さい。

出席者 当日の出席者は1参加申請者あたり4名以内

持参物 スクリーン及びプロジェクターは市が準備します。その他のプレゼンテーションに必要な機材は、参加者が用意して下さい。

注意事項 参加申請件数が5件を超えた場合に限り、プレゼンテーション等は実績件数の多い順に最大5者とします。実績件数で5者を絞れない場合、直近の実績の契約金額が高い順とします。なお、5者以外となった者に対しては、その旨、連絡いたします。

9 審査・配点基準

(1) 審査委員会の設置

令和8年度大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、令和8年度大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(2) 審査

審査は、別紙に定める審査項目及び配点基準に基づいて行い、各審査委員の評価点（100点満点）の平均点（以下「平均点」という）が最も高い者を受託候補者とします。このとき、平均点が最も高い者が複数あった場合は、その中から別紙審査項目②の評価の平均点が最も高い者を受託候補者とします。なお、この点数も同数であった場合は、委員会の協議により選定します。

(3) 審査における最低基準

最低基準点を70点とし、これに満たない者は、受託候補者に選定されません。

(4) 審査における審査対象者が1者の場合の取扱い

参加者が1者であった場合でも審査を行い、平均点が最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に選定し、その旨を通知します。

(5) 配点

審査における配点は、提案書評価基準（別紙）のとおりです。

10 選定結果の通知等

選定結果は、受託候補者に対してはその旨を、その他の者に対しては選定しなかった旨を通知します。なお、審査の内容及び結果に関する問合せ・異議申立て等は一切できません。

結果は、全ての参加者にメールにより通知します。この通知日は、令和8年4月30日（木）を予定しています。併せて、受託候補者について、速やかに本市ホームページに公表します。

1 1 仕様書等の確定の協議

受託候補者と協議の上、仕様書（提案書を含む。）の内容を確定します。

1 2 委託事業者の決定及び契約手続

1 1 の仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、その旨を連絡します。連絡を受けた者は、契約の相手方であることを知った日から10日以内（土、日、祝日を除く）に契約を締結（令和8年5月中旬に締結予定）するものとします。契約締結の事務は、市民生活部市民協働課において行います。

1 3 棄権・失格

次の各号に該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外します。

なお、審査終了後に明らかになった場合でも審査結果を無効とし、すでに契約を締結していた場合は、契約を解除するとともに、違約金を請求します。

- ア 業務提案書等に虚偽の内容を記載した者
- イ この実施要項に違反又は逸脱した者
- ウ その他、市の指示に従わない者

1 4 留意事項

ア 提案は、1参加者につき1案とします。

イ 提出された業務提案書等は、返却しません。

ウ 参加申請後、書類等の差替え、再提出は認めません。ただし、審査のために委員会が必要と認め、資料の差替え、再提出を求める場合には、申請者は資料の補正、追加資料の提出に応じなければなりません。

エ 参加申請書、質疑書、業務提案書等の作成及び提出、その他この実施要項に基づく手続に係る一切の費用は、参加者が負担するものとします。

オ 提出された参加申請書、質疑書、業務提案書、その他の提出資料は、事業者の審査及び選定以外に、参加者に無断で使用することはありません。

カ 書類の押印は、本市への届出印（使用印鑑届）とし、届出のない事業者は実印とします。

キ 提出された書類等は、大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となります。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があります。なお、委託事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とします。

1 5 問い合わせ先（事務局）

〒635-0085

大和高田市片塩町12番5号

大和高田市 市民交流センター

地域振興部 まち振興課 市民交流センター担当

※令和8年4月以降、市民生活部 市民協働課 市民交流センター担当
担当 石井、増田

TEL : 0745-44-3210

電子メールアドレス : cosmos-plaza@city.yamatotakada.nara.jp